

役員等及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人田附興風会（以下「この法人」という。）の定款第16条及び第29条の規定に基づき、役員等及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、会計監査人を併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 会計監査人とは、定款第23条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人の理事、監事及び評議員は無報酬とする。但し、理事及び監事に対しては、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事の退職に当たっては、当該役員任期に応じ退職慰労金を支給することができる。
- 3 会計監査人に対しては、契約に基づき報酬を支払うものとする。

(報酬等の額)

第4条 この法人の理事の報酬は、別表第1の(1)「理事の報酬額」の範囲内とし、各々の理事の報酬額は、理事会の決議により定める。

- 2 理事の報酬額は年額で定め、各々の理事には月額を以って支給するものとし、毎月一定の日に、定められた報酬年額の12分の1ずつを支払う。但し、月の途中で就任又は退任した場合は、日割りで支給するものとし、また、1円未満の端数があるときは円単位に切り上げるものとする。
- 3 監事の報酬は、別表第1の(2)「理事の報酬額」の範囲内とする。
- 4 常勤理事に対する退職慰労金は、別表第2「常勤理事の退職慰労金の算出要領」に定める

算式により、当該退任者の功勞に応じて算出される額とし、各々の理事の支給額は、理事会の決議により定めるものとする。

5 前項の退職慰勞金は、常勤の理事として円満に勤務して退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

6 会計監査人の報酬は、理事会が監事の同意を得て定めるものとし、別表第3の範囲内で契約する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、本人の指定する本人名義の口座に振込送金する方法により支払う。

(通勤費)

第6条 常勤理事には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員等及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、請求のあった後に支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人田附興風会の設立の登記の日から施行する。

附 則

平成28年2月8日 別表第1及び別表第3改正。

附 則

平成28年9月1日 別表第1改正。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から改定する。

別 表

別表第 1

(1) 理事の報酬額

(常勤)

・ 理事長及び副理事長	年 3,000 万円までの範囲内
・ 常務理事	年 2,800 万円までの範囲内
・ 理事	年 2,200 万円までの範囲内

(非常勤)

・ 理事長、副理事長、常務理事、理事	年 1,000 万円までの範囲内
--------------------	------------------

(2) 監事の報酬額

年 120 万円までの範囲内とし、職務執行の都度、1 回あたり 5 万円

別表第 2 常勤理事の退職慰労金の算出要領

① 役位別報酬月額×役位在位年数×役位別倍率

② 役位別倍率	理事長及び副理事長	2.0~1.5
	常務理事	1.8~1.2
	理事	1.5~1.0

別表第 3 会計監査人の報酬額

年間 1,100 万円の範囲内とし、2 回に分けて支払う。